

株 主 各 位

証券コード 7150  
平成30年6月6日  
松江市朝日町484番地19  
**株式会社島根銀行**  
代表取締役 鈴木 良 夫  
頭 取

## 第168期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第168期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後5時15分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 島根県松江市朝日町484番地19 当行 本店（3階大会議室）
3. 目的事項

### 報告事項

1. 第168期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第168期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役および監査役に対する株式報酬制度導入の件

以 上

# インターネット等による議決権行使のご案内

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

### 株主総会に 出席される場合

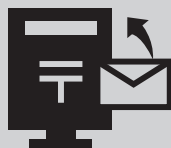


当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 開催日時

平成**30**年**6**月**26**日(火)  
午前**10**時

### 郵送による 議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行使期限

平成**30**年**6**月**25**日(月)  
午後**5**時**15**分到着分まで

### インターネット等による 議決権行使の場合



議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>)にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

#### 行使期限

平成**30**年**6**月**25**日(月)  
午後**5**時**15**分まで

詳細については次頁をご覧ください。➡

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」、連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。  
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。

当行ホームページ  
アドレス

<http://www.shimagin.co.jp/>

## I ご利用にあたって

インターネット等による議決権行使は、パソコンから当行の指定する議決権行使サイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただくことによるのみご利用が可能です。

※インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による  
議決権行使期限

平成**30**年**6**月**25**日(月) 午後**5**時**15**分まで  
となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

### ご注意事項

- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、すべて株主さまのご負担となります。  
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

### システム等に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 日本証券代行(株) 代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743**(フリーダイヤル) 受付時間 9:00~21:00(土曜・日曜・祝日も受付)

## 第168期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

(主な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、国際業務、証券業務、内国為替業務の他に、代理業務、証券投資信託・損害保険商品・生命保険商品の窓口販売業務、市場誘導業務などの附帯業務を行っております。

(金融経済環境)

平成29年度のわが国の経済は、企業収益が高い水準で推移する中、雇用・所得環境も着実に改善し、個人消費も持ち直しの動きがみられるなど、全体として緩やかな回復基調が続きました。

金融市場において長期金利は米国金利の上昇を受け、平成30年2月に10年国債金利は一時0.1%近辺まで上昇したものの、その後は株安に伴う債券買い等により、小幅に金利低下が進みました。日経平均株価は、企業の好業績への期待感から上昇し、平成30年1月には一時24,000円台まで上昇したものの、その後は米国株安を受けて下落基調となり、概ね21,000円台での推移となりました。為替は、株高基調を受け110円前半での推移が続きましたが、平成30年3月には、米中貿易摩擦への懸念等から約1年4カ月振りの円高水準となり、年度末には106円台での推移となりました。

こうした中、当地山陰の経済をみますと、企業収益の改善を背景に雇用・所得環境は着実に改善しており、総じて、全国同様、緩やかな回復基調が続きました。

(事業の経過及び成果)

当行の第168期の業績につきましては、役職員一丸となって業績の向上と経営の効率化、顧客サービスの充実に努めてまいりました結果、次のようになりました。

預金につきましては、公金預金が増加しましたが、法人預金が増加したことなどから、全体では期中43億円減少し3,645億円となりました。また、貸出金は、地公体向け貸出金や法人向け貸出金が増加しましたが、個人向け貸出金が増加したことなどから、全体では期中47億円増加し2,682億円となりました。有価証券は、債券や受益証券が増加したことなどから、全体で期中114億円減少し903億円となりました。

損益面につきましては、貸出金利回りの低下を主因として貸出金利息が減少しましたが、有価証券関係収益が増加したことなどから、経常収益全体では前期比347百万円増加し8,059百万円となりました。一方、経常費用は、与信関連費用や営業経費が増加したことなどから、全体では前期比228百万円増加し6,335百万円とな

りました。この結果、経常利益は、前期比118百万円増益の1,723百万円となりました。また、当期純利益は、固定資産減損損失の計上などによる特別損失が増加したことなどから、前期比335百万円減少の614百万円となりました。

人員につきましては、前期末比4名減少の396名（うち出向32名）となっております。

店舗につきましては、前期末同様34か店であり、店舗外現金自動設備も前期末同様32か所となっております。

#### （対処すべき課題）

当地山陰におきましては、人口の減少や少子高齢化の進行などにより、経済規模は縮小傾向にあります。加えて、日本銀行のマイナス金利施策の継続による超低金利と金利競争の激化などにより、当行を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

このような中、平成29年度決算においては、当期純利益は6億円を確保できたものの、本業部門の収益力を示すコア業務純益については、2期連続マイナスとなりました。

このため、根幹業務であります貸出金利息の改善を中心とした営業施策の着実な実践、役員報酬の引下げを含む全行挙げてのコスト削減によるローコスト体質への転換、さらには店舗統廃合を含めた営業体制の抜本的な見直し策の実践により、早期にコア業務純益をプラス化していく所存でございます。

また平成28年度よりスタートした中期経営計画『次の100年に向かって～自主独往路線を堅持しての地方創生への貢献～』（計画期間：平成28年4月～平成31年3月）につきましては、平成30年度に最終年度を迎えます。創業の原点（逼迫した庶民金融への貢献、産業の振興）を再確認のうえ、経営理念の下、前中計から継続しての「人材の強化」「組織の強化」「営業の強化」「財務の強化」の4本柱の取組みを更に強化し、本計画の集大成として、経営ビジョンの実現を目指してまいります。

この他、社会貢献活動についても積極的に推進してまいりますとともに、これからも地域に根ざした銀行として、当地域の経済を支えていくという重要な使命を全うするため、役職員が一丸となって邁進する所存でございます。

#### 〔経営ビジョン〕

フェイス・トゥ・フェイスの精神の下、地域密着型金融を強化し、自主独往路線を堅持しつつ、質の高い金融仲介機能の発揮とそれを支えるための健全性の維持向上により、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に努め、地方創生に貢献できる銀行

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                    | 平成26年度   | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度   |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|
| 預 金                | 3,540    | 3,682    | 3,689    | 3,645    |
| 定期性預金              | 2,302    | 2,479    | 2,441    | 2,392    |
| その他                | 1,238    | 1,203    | 1,248    | 1,253    |
| 貸 出 金              | 2,599    | 2,666    | 2,635    | 2,682    |
| 個人向け               | 864      | 829      | 830      | 1,032    |
| 中小企業向け             | 1,092    | 1,118    | 1,063    | 1,037    |
| その他                | 642      | 718      | 741      | 613      |
| 有 価 証 券            | 1,038    | 1,010    | 1,017    | 903      |
| 国 債                | 514      | 498      | 477      | 455      |
| その他                | 523      | 511      | 539      | 447      |
| 総 資 産              | 4,037    | 4,230    | 4,192    | 4,086    |
| 内 国 為 替 取 扱 高      | 7,643    | 7,878    | 7,718    | 7,083    |
| 外 国 為 替 取 扱 高      | 2百万ドル    | 2百万ドル    | 1百万ドル    | 0百万ドル    |
| 経 常 利 益            | 1,239百万円 | 1,093百万円 | 1,605百万円 | 1,723百万円 |
| 当 期 純 利 益          | 618百万円   | 646百万円   | 950百万円   | 614百万円   |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 111円19銭  | 116円29銭  | 170円97銭  | 110円59銭  |

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

### (3) 使用人の状況

|             | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------------|---------|---------|
| 使 用 人 数     | 396人    | 400人    |
| 平 均 年 齢     | 39年 0月  | 38年11月  |
| 平 均 勤 続 年 数 | 16年 0月  | 15年11月  |
| 平 均 給 与 月 額 | 298千円   | 299千円   |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。  
 4. 上記のうち、当期末における出向使用人数は32名であります。

|         | 当 年 度 末 |         | 前 年 度 末 |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 使 用 人 数 | 本 部 部 門 | 営 業 部 門 | 本 部 部 門 | 営 業 部 門 |
|         |         | 99人     | 297人    | 103人    |

### (4) 営業所等の状況

#### イ. 営業所数の推移

|       | 当 年 度 末  | 前 年 度 末  |
|-------|----------|----------|
|       | 店 うち出張所  | 店 うち出張所  |
| 島 根 県 | 25 ( 5 ) | 25 ( 5 ) |
| 鳥 取 県 | 9 ( 4 )  | 9 ( 4 )  |
| 合 計   | 34 ( 9 ) | 34 ( 9 ) |

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を32か所（前年度末32か所）及びコンビニエンスストア内等でご利用いただける株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を24,391台（前年度末23,368台）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,980台（前年度末13,592台）、それぞれ設置しております。

#### ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下の通りであります。

- ・店舗外現金自動設備の新設  
鳥取支店 エスマート桜谷店 (鳥取市)
  
- ・店舗外現金自動設備の廃止  
出雲支店 イオン出雲天神店 (出雲市)

ハ. 銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

設備投資の総額

(単位：百万円)

|               |     |
|---------------|-----|
| 設 備 投 資 の 総 額 | 471 |
|---------------|-----|

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況  
該当事項はありません。



## ロ. 子会社等の状況

| 会社名             | 所在地            | 主要業務内容   | 設立年月日      | 資本金    | 当行が有する<br>子会社等の<br>議決権比率 | その他   |
|-----------------|----------------|--|------------|--------|--------------------------|-------|
| 松江リース株式会社       | 松江市西津田一丁目5番18号 | 一般諸機械器具及び設備等の動産のリースならびに売買・融資、手形の割引及び債務の保証業務・前項に附随又は関連する一切の業務 | 昭和56年4月25日 | 268百万円 | 98.50%                   | 子会社   |
| しまぎんユーシーカード株式会社 | 松江市朝日町484番地19  | クレジットカード業務・金銭貸付業務・信用保証業務・有価証券の保有・信用調査業務・前項に付帯又は関連する一切の業務     | 平成9年10月22日 | 30百万円  | 5.00%                    | 関連法人等 |

### 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫262金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合130組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連717（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 中国総合信用株式会社（中国地区第二地銀協地銀等の共同出資により設立）において中国地区第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出および預入れサービスを行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員（取締役及び監査役）の状況

（年度末現在）

| 氏名    | 地位及び担当       | 重要な兼職 | その他 |
|-------|--------------|-------|-----|
| 鈴木良夫  | 取締役頭取（代表取締役） |       |     |
| 田頭基典  | 取締役相談役       |       |     |
| 若槻明彦  | 常務取締役        |       |     |
| 飯塚貴久  | 常務取締役        |       |     |
| 朝山克也  | 常務取締役        |       |     |
| 金築宏   | 取締役          |       |     |
| 松井和城  | 取締役          |       |     |
| 吉川隆博  | 取締役          |       |     |
| 竹原信彦  | 取締役          |       |     |
| 上野豊明  | 取締役（社外取締役）   |       |     |
| 多々納道子 | 取締役（社外取締役）   | 大学教授  |     |
| 小谷周作  | 常勤監査役        |       |     |
| 周藤滋   | 監査役（社外監査役）   | 弁護士   |     |
| 石原明男  | 監査役（社外監査役）   | 税理士   |     |
| 岡崎勝彦  | 監査役（社外監査役）   | 大学教授  |     |

（注）平成29年6月27日開催の第167期定時株主総会終結の時をもって、取締役頭取青山泰之氏及び常勤監査役濱田寛氏は辞任により退任いたしました。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分   | 支 給 人 数 | 報 酬 等     |
|-------|---------|-----------|
| 取 締 役 | 12      | 347 (245) |
| 監 査 役 | 5       | 52 ( 31)  |
| 計     | 17      | 399 (277) |

- (注) 1. ( ) 内は、報酬以外の金額であります。
2. 「報酬等」には役員退職慰労引当金として費用処理した額及び平成30年6月26日開催の第168期定時株主総会において承認された場合の退任取締役3名への退職慰労金及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を含んでおります。  
 使用人兼務役員の使用人給与相当額30百万円(うち、報酬以外の金額4百万円)は含んでおりません。
3. 「支給人数」「報酬等」には、平成29年6月27日開催の第167期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名及び監査役1名の報酬及び退職慰労金を含んでおります。
4. 平成5年6月29日開催の第143期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額900万円以内(但し、使用人給与相当額は含まれておりません)、平成7年6月29日開催の第145期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額180万円以内と決議をいただいております。
5. 平成22年6月25日開催の第160期定時株主総会において、社宅提供費用を取締役に対する金銭以外の報酬として、月額15万円以内と決議をいただいております。

## (3) 責任限定契約

該当事項はありません。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名       | 兼 職 そ の 他 の 状 況     |
|-----------|---------------------|
| 上 野 豊 明   | 該当事項はありません。         |
| 多 々 納 道 子 | 島根大学名誉教授、松江市教育委員会委員 |
| 周 藤 滋     | 周藤滋法律事務所 弁護士        |
| 石 原 明 男   | 石原明男税理士事務所 税理士      |
| 岡 崎 勝 彦   | 島根大学名誉教授            |

- (注) 取締役上野豊明氏、多々納道子氏ならびに監査役周藤滋氏、石原明男氏及び岡崎勝彦氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名     | 在任期間                          | 取締役会への出席状況                                       | 取締役会における発言その他の活動状況   |
|--------|-------------------------------|--|--|
| 上野 豊明  | 3年10ヶ月<br>(平成26年<br>6月27日就任)  | 当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。                        | 金融行政経験や他の金融機関での監事経験で培われた豊富な知識からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。 |
| 多々納 道子 | 2年10ヶ月<br>(平成27年<br>6月26日就任)  | 当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。                        | 学識経験者（大学教授）としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。          |
| 周藤 滋   | 22年10ヶ月<br>(平成7年<br>6月29日就任)  | 当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。 | 弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。                  |
| 石原 明男  | 11年10ヶ月<br>(平成18年<br>6月28日就任) | 当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。 | 税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。                  |
| 岡崎 勝彦  | 11年10ヶ月<br>(平成18年<br>6月28日就任) | 当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。 | 学識経験者（大学教授）としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。          |

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 5    | 36 (22)  | —             |

(注) 1. ( ) 内は、報酬以外の金額であります。

2. 銀行から受けている報酬等には、役員退職慰労引当金として費用処理した額2百万円が含まれております。また、平成30年6月26日開催の第168期定時株主総会において承認された場合の、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を含んでおります。



## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称  | 当該事業年度に係る報酬等 | そ の 他  |
|---|--------------|--|
| 有限責任 あずさ監査法人<br>指定有限責任社員<br>新田 東平<br>指定有限責任社員<br>奥田 賢 | 41           | (会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由)<br>当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度の監査実績・監査報酬、同業他行の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意をしております。 |

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に、当行及び当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、41百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合、即ち1.職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、2.

会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、3.心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、会計監査人に信用不安が発生した場合、その他継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生したと判断した場合には、解任又は不再任に関する議案の内容を監査役会で決定し株主総会に上程する方針です。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

当行が「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

①当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程及びそれに関する議事録管理要領に従い、以下の文書について適切に保存及び管理(廃棄を含む。)を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行う。

- (ア)株主総会議事録
- (イ)取締役会議事録
- (ウ)経営会議議事録
- (エ)業務監査会議議事録
- (オ)株主総会議事録謄本

イ. 前号に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて保存期間、管理方法等を文書管理規程で定める。

②当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ア. 業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。

(ア)信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

(イ)市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産、負債(オフバランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク

a. 金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下し損失を被るリスク

- b. 為替リスク
    - 外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
  - c. 価格変動リスク
    - 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク
  - (ウ)流動性リスク
    - 運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスク
  - (エ)オペレーショナル・リスク
    - 業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
      - a. 事務リスク
        - 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク
      - b. システムリスク
        - コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
      - c. 法務リスク
        - 法令規程等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク
      - d. 人的リスク
        - 人材の流出・喪失等や士気の低下等により損失を被るリスク
      - e. 有形資産リスク
        - 災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産(設備什器等)、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により損失を被るリスク
      - f. 風評リスク
        - 風説・風評から顧客やマーケット等において評判が悪化することにより損失を被るリスク
  - イ. 統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。
  - ウ. 統合的リスク管理の実践については、リスク資本計画を取締役会において決定し、管理状況について四半期に1回取締役会に報告する。また、統合的に管理するための具体的な施策として、「統合的リスク管理施策」を取締役会において決定し、管理状況について四半期に1回取締役会に報告する。
  - エ. 経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
- ③当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、付議事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議における議論を経て決定する。
  - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。
- ④当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。
  - イ. 代表取締役頭取はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。



- ウ. コンプライアンスの実践については、コンプライアンス体制全体の統合的な運営計画である「コンプライアンス統合プログラム」並びに本部及び営業店のコンプライアンス運営計画である「コンプライアンス個別プログラム」を策定するとともに、遵守すべき法令等の特定、チェック・監督体制、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制、事故処理対策、各部門が所管する各種規程等の整備等を行い、取締役会において決定し、運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告する。
  - エ. 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役および代表取締役へ報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
  - オ. 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署及び外部機関(顧問弁護士)を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
  - カ. 利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
  - キ. 反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取り組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による当行の被害を最小化する。
  - ク. 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
  - ケ. 経営上重大な危機(不正、法令違反等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
  - コ. 財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。
  - サ. 金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮することで、地域金融機関としての公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。
  - シ. 内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。
- ⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
    - (ア)取締役及び業務を執行する社員の職務の執行については、子会社・関連会社に関する規程に従い、子会社等の経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項等について報告を受ける体制を構築する。
  - イ. 当行の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
    - (ア)業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。
      - a. 信用リスク
        - 与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
      - b. 市場リスク
        - 金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産、負債(オフバランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
        - (a)金利リスク
          - 金利変動に伴い損失を被るリスクで、金融機関からの調達金利の上昇がリース契約等の利

率に転嫁できないこと及び、保険事故の増加により動産総合保険料率変動することにより、利益が低下し損失を被るリスク

(b) 為替リスク

外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク

(c) 価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク

c. 資金リスク

金融機関の融資スタンスの変化からノンバンク向け貸出の規制等で必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること、及び、金融機関の破綻により預金保険制度の保護範囲を超えた部分の資金確保が困難になることにより損失を被るリスク

d. オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク

(a) 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク

(b) システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク

(c) 法務リスク

法令規程等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク

(d) 人的リスク

人材の流出・喪失等や士気の低下等により損失を被るリスク

(e) 有形資産リスク

災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産(設備什器等)、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により損失を被るリスク

(f) 風評リスク

風説・風評から顧客等において評判が悪化することにより損失を被るリスク

(イ) 統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。

(ウ) 経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。

ウ. 当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(イ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。

エ. 当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。

(イ) 代表取締役社長はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

- (ウ)コンプライアンスの実践については、コンプライアンス・チェック表により、毎日、コンプライアンスの実施状況を管理し、コンプライアンスに関すると思われる案件等については、随時個別に代表取締役社長に報告する。
  - (エ)組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、代表取締役社長及び当行の子会社を所管する部署又はコンプライアンス統括部署を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
  - (オ)利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
  - (カ)反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取り組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による被害を最小化する。
  - (キ)財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。
  - (ク)金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。
  - (ケ)内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。
- ⑥当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定する。また、監査役補助者の解任、人事異動、賃金等の改定についても、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、さらに、監査役補助者の評価は監査役が行うことと、取締役会からの独立を確保する。
  - イ. 監査役補助者は、専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し、業務の執行にかかる役職を兼務しない。
- ⑦当行の監査役への報告に関する体制
- ア. 当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制
    - (ア)取締役及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。  
この報告としての主なものは以下のとおり。
      - a. コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
      - b. 業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
      - c. 重要な会計方針及び会計基準変更
      - d. 業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
      - e. 通報システムの運用及び通報の内容
      - f. 行内申請書及び会議議事録の回付の義務付け
  - イ. 当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
    - (ア)取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。  
この報告としての主なものは以下のとおり。

- a. コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
  - b. 業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
  - c. 重要な会計方針及び会計基準変更
  - d. 業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
  - e. 内部通報システムの運用及び通報の内容
  - f. 社内申請書及び会議議事録の回付の義務付け
- ⑧前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に基づき、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を構築する。
- ⑨当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。
- ⑩その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。
  - イ. 監査役が業務監査室の実施する経営監査、拠点監査にかかる実施計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、その修正等を求めることができる体制を構築する。また、経営監査、拠点監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策を求めることができる体制を構築する。
  - ウ. 監査役が会計監査人を監視し、会計監査人の取締役会からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける体制を構築する。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する体制を構築する。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当行の取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役会議事録等、取締役職務の執行に係る各書類については、行内規程等に従って適切に保存及び管理いたしました。
- ②当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ア. 取締役会においてリスク資本計画及び統合的リスク管理施策を決定し、その管理状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。
- ③当行の取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 経営会議を52回、取締役会を15回開催し、各々の規程の定めに基づいて、付議・報告をいたしました。
  - イ. 取締役会において中期経営計画に基づく業務運営方針を決定し、その進捗状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。
  - ウ. 取締役は、各担当部門の業務執行状況を月に1回取締役会に報告いたしました。
- ④当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役会において「コンプライアンス統合プログラム」並びに「コンプライアンス個別プログラム」

- を決定し、その運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告いたしました。
- イ. コンプライアンスに関する研修を20回開催し、不祥事防止及び情報漏えい・紛失事故防止等について周知・徹底いたしました。
- ⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当行は、子会社から月に1回当該子会社の取締役会における決議・報告事項について報告を受けました。
  - イ. 子会社・関連会社に関する規程に基づき、子会社から経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項、リスク管理に関する事項、コンプライアンスに関する事項等について報告を受けました。
- ⑥当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定することとしておりますが、監査役からの求めはありませんでした。
- ⑦当行の監査役への報告に関する体制
- ア. 当行の取締役会には全ての監査役が、経営会議には常勤監査役が出席し、当行の取締役及び使用人が必要な報告をいたしました。
  - イ. 当行の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。
  - ウ. 当行の子会社の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。
- ⑧前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 監査役に報告を行った者が不利な取扱いを受けない旨を内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に定め、これを行内に周知いたしました。
- ⑨当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 監査役職務の執行について生ずる費用については、全て当行が負担いたしました。
- ⑩その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席いたしました。
  - イ. 業務監査室は、監査役に対して経営監査、拠点監査に係る実施計画及び各監査の実施状況について報告いたしました。
  - ウ. 会計監査人は、監査役に対して会計監査計画及び監査結果について報告いたしました。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

**11. 会計参与に関する事項**

該当事項はありません。

**12. その他**

該当事項はありません。

# 第168期末 (平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額     | 科 目                       | 金 額     |
|---------------------|---------|---------------------------|---------|
| (資 産 の 部)           |         | ( 負 債 の 部)                |         |
| 現 金 預 け             | 35,192  | 預 金                       | 364,587 |
| 現 金                 | 3,313   | 当 座 預 金                   | 7,688   |
| 預 け 金               | 31,879  | 普 通 預 金                   | 113,854 |
| 有 価 証 券             | 90,301  | 貯 蓄 預 金                   | 2,456   |
| 国 債                 | 45,538  | 通 知 預 金                   | 609     |
| 地 方 債               | 3,071   | 定 期 預 金                   | 236,634 |
| 社 債                 | 14,403  | 定 期 積 蓄                   | 2,629   |
| 株 式                 | 3,588   | そ の 他 の 預 金               | 714     |
| そ の 他 の 証 券         | 23,699  | 借 入 金                     | 17,828  |
| 貸 付 金               | 268,286 | 借 入 金                     | 17,828  |
| 形 成 手 形 付 手 貸 付     | 1,179   | 外 国 為 替 債                 | 0       |
| 引 形 書 付 越 越 債       | 5,856   | 未 払 外 国 為 替 債             | 0       |
| 当 座 貸 付             | 40,138  | そ の 他 の 負 債               | 1,188   |
| 外 国 為 替 預 け 資 産     | 1       | 未 決 済 為 替 借 入             | 114     |
| 外 国 他 店 預 け 資 産     | 1       | 未 払 法 人 税 等               | 33      |
| そ の 他 の 他 店 預 け 資 産 | 704     | 未 前 払 受 取 用 益             | 787     |
| 未 決 済 為 替 貸 付       | 28      | 給 付 補 填 備 金               | 0       |
| 未 払 費 用             | 24      | リ 一 ス 債 務                 | 111     |
| 未 収 収 入 益           | 344     | 資 産 除 去 の 負 債             | 50      |
| そ の 他 の 資 産         | 305     | そ の 他 の 負 債               | 22      |
| 有 形 固 定 資 産         | 8,756   | 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金         | 217     |
| 建 築 物               | 5,962   | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金     | 20      |
| 地 産 地 産             | 2,388   | 偶 発 損 失 引 当 金             | 35      |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 86      | 繰 上 延 税 金 負 債             | 511     |
| 無 形 固 定 資 産         | 319     | 再 評 価 に 係 る 繰 上 延 税 金 負 債 | 259     |
| ソ フ ト ウ ェ ア         | 505     | 支 払 承 承                   | 6,433   |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 19      | 負 債 の 部 合 計               | 391,082 |
| 前 支 払 倒 引 当 金       | 87      | (純 資 産 の 部)               |         |
|                     | 6,433   | 資 本 剰 余 金                 | 6,636   |
|                     | △1,607  | 資 本 剰 余 金                 | 472     |
|                     |         | 資 益 剰 余 金                 | 472     |
|                     |         | 利 益 剰 余 金                 | 8,227   |
|                     |         | 利 益 準 備 金                 | 763     |
|                     |         | そ の 他 の 利 益 剰 余 金         | 7,463   |
|                     |         | 別 途 積 立 金                 | 2,072   |
|                     |         | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 5,391   |
|                     |         | 自 己 株                     | △43     |
|                     |         | 株 主 資 本 合 計               | 15,292  |
|                     |         | そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,780   |
|                     |         | 土 地 再 評 価 差 額 金           | 538     |
|                     |         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計       | 2,319   |
| 資 産 の 部 合 計         | 408,694 | 純 資 産 の 部 合 計             | 17,611  |
|                     |         | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計     | 408,694 |





# 第168期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |             |       |          |       |       |             | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|---------|-------|-------------|-------|----------|-------|-------|-------------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |             | 利益剰余金 |          |       | 自己株式  |             |            |
|                         |         | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |       |       | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                         |         |       |             | 別途積立金 | 繰越利益剰余金  |       |       |             |            |
| 当期首残高                   | 6,636   | 472   | 472         | 707   | 2,072    | 4,559 | 7,339 | △43         | 14,404     |
| 当期変動額                   |         |       |             |       |          |       |       |             |            |
| 剰余金の配当                  |         |       |             |       |          | △277  | △277  |             | △277       |
| 利益準備金の積立                |         |       |             | 55    |          | △55   | —     |             | —          |
| 当期純利益                   |         |       |             |       |          | 614   | 614   |             | 614        |
| 自己株式の取得                 |         |       |             |       |          |       |       | △0          | △0         |
| 土地再評価差額金の取崩             |         |       |             |       |          | 551   | 551   |             | 551        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |       |             |       |          |       |       |             |            |
| 当期変動額合計                 | —       | —     | —           | 55    | —        | 832   | 887   | △0          | 887        |
| 当期末残高                   | 6,636   | 472   | 472         | 763   | 2,072    | 5,391 | 8,227 | △43         | 15,292     |

|                         | 評価・換算差額等     |          |            | 純資産合計  |
|-------------------------|--------------|----------|------------|--------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 当期首残高                   | 3,689        | 1,090    | 4,779      | 19,184 |
| 当期変動額                   |              |          |            |        |
| 剰余金の配当                  |              |          |            | △277   |
| 利益準備金の積立                |              |          |            | —      |
| 当期純利益                   |              |          |            | 614    |
| 自己株式の取得                 |              |          |            | △0     |
| 土地再評価差額金の取崩             |              |          |            | 551    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △1,908       | △551     | △2,460     | △2,460 |
| 当期変動額合計                 | △1,908       | △551     | △2,460     | △1,572 |
| 当期末残高                   | 1,780        | 538      | 2,319      | 17,611 |

# 第168期末 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額     | 科 目                       | 金 額     |
|-------------------|---------|---------------------------|---------|
| (資 産 の 部)         |         | (負 債 の 部)                 |         |
| 現 金 預 け 金         | 35,457  | 預 金                       | 364,389 |
| 有 価 証 券           | 89,853  | 借 用 金                     | 20,810  |
| 貸 出 金             | 266,738 | 外 国 為 替                   | 0       |
| 外 国 為 替           | 1       | そ の 他 負 債                 | 1,294   |
| リース債権及びリース投資資産    | 4,330   | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 217     |
| そ の 他 資 産         | 2,023   | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金     | 20      |
| 有 形 固 定 資 産       | 8,812   | 偶 発 損 失 引 当 金             | 35      |
| 建 物               | 5,962   | 繰 延 税 金 負 債               | 540     |
| 土 地               | 2,388   | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   | 259     |
| リ ー ス 資 産         | 54      | 支 払 承 諾                   | 6,433   |
| その他の有形固定資産        | 407     | 負 債 の 部 合 計               | 394,002 |
| 無 形 固 定 資 産       | 542     | (純 資 産 の 部)               |         |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 506     | 資 本 金                     | 6,636   |
| リ ー ス 資 産         | 2       | 資 本 剰 余 金                 | 472     |
| その他の無形固定資産        | 33      | 利 益 剰 余 金                 | 9,129   |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 178     | 自 己 株 式                   | △43     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 65      | 株 主 資 本 合 計               | 16,195  |
| 支 払 承 諾 見 返       | 6,433   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 1,780   |
| 貸 倒 引 当 金         | △1,834  | 土 地 再 評 価 差 額 金           | 538     |
|                   |         | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | 63      |
|                   |         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 2,383   |
|                   |         | 非 支 配 株 主 持 分             | 20      |
|                   |         | 純 資 産 の 部 合 計             | 18,599  |
| 資 産 の 部 合 計       | 412,601 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計     | 412,601 |



# 第168期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |       |       |      |        |
|---------------------|---------|-------|-------|------|--------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高               | 6,636   | 472   | 8,223 | △ 43 | 15,289 |
| 当期変動額               |         |       |       |      |        |
| 剰余金の配当              |         |       | △277  |      | △277   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |       | 633   |      | 633    |
| 自己株式の取得             |         |       |       | △0   | △0     |
| 土地再評価差額金の取崩         |         |       | 551   |      | 551    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |       |       |      |        |
| 当期変動額合計             | —       | —     | 906   | △0   | 905    |
| 当期末残高               | 6,636   | 472   | 9,129 | △43  | 16,195 |

|                     | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|----------|--------------|---------------|---------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |         |        |
| 当期首残高               | 3,689        | 1,090    | 42           | 4,821         | 20      | 20,131 |
| 当期変動額               |              |          |              |               |         |        |
| 剰余金の配当              |              |          |              |               |         | △277   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |              |          |              |               |         | 633    |
| 自己株式の取得             |              |          |              |               |         | △0     |
| 土地再評価差額金の取崩         |              |          |              |               |         | 551    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △1,908       | △551     | 21           | △2,438        | 0       | △2,438 |
| 当期変動額合計             | △1,908       | △551     | 21           | △2,438        | 0       | △1,532 |
| 当期末残高               | 1,780        | 538      | 63           | 2,383         | 20      | 18,599 |

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行  
取締役会 御中

平成30年5月10日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島根銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行  
取締役会 御中

平成30年5月10日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島根銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島根銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第168期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

株式会社島根銀行 監査役会

常勤監査役 小 谷 周 作 ㊟

社外監査役 周 藤 滋 ㊟

社外監査役 石 原 明 男 ㊟

社外監査役 岡 崎 勝 彦 ㊟

以上



## 株主総会参考書類

議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行の利益配分につきましては、公共性・社会性を強く認識し、地域金融機関としての使命を遂行しながら自己資本充実による経営体質の強化を図り、継続かつ安定した配当を実施することを基本方針としております。

つきましては、次のとおり1株当たり25円の配当を実施させていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金25円

総額 138,930,775円

なお、中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金50円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役11名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営意思決定の迅速化と経営の活性化およびスリム化を図るべく、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況   | 所有する<br>当行の<br>株式数 | 当行との<br>特別の<br>利害関係 |
|--|---|---|--------------------|---------------------|
| 1  | すず き よし お<br>鈴木 良 夫<br>(昭和28年12月16日生)     | 昭和51年 4月 当行入行<br>平成18年 6月 取締役本店営業部長<br>平成20年 7月 取締役出雲支店長<br>平成22年 6月 常務取締役<br>平成27年 6月 当行常務取締役退任<br>平成27年 6月 松江リース株式会社 代表取締役社長<br>平成29年 6月 株式会社島根銀行 代表取締役頭取<br>(現職) | 株<br><br>1,464     | なし                  |
| <p>《取締役候補者とした理由》<br/>鈴木良夫氏は、平成27年6月まで当行の常務取締役であり、その後、平成27年6月から平成29年6月まで、当行の連結子会社である松江リース株式会社の代表取締役を務め、さらに、平成29年6月からは当行代表取締役を務めており、その職務、職責を適切に果たしております。以上のことから、銀行における豊富な経験に加え、事業会社の代表者としての経験が、当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、同氏を取締役候補者としたものです。</p> |   |   |                    |                     |
| 2  | い い つか たか ひさ<br>飯 塚 貴 久<br>(昭和34年10月15日生) | 昭和58年 4月 当行入行<br>平成15年 4月 業務企画グループ部長<br>平成18年 7月 業務管理グループ部長<br>平成21年 7月 業務監査室長<br>平成26年 6月 取締役業務監査室長<br>平成26年 7月 取締役本店営業部長<br>平成27年 6月 常務取締役 (現職)                   | 538                | 当行との間に通常の銀行取引があります。 |
| <p>《取締役候補者とした理由》<br/>飯塚貴久氏は、業務企画グループ、業務管理グループ、業務監査室の部室長を歴任するなど、銀行業務に精通しております。また、平成26年から取締役を務め、その職務、職責を適切に果たしております。以上のことから、当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、同氏を取締役候補者としたものです。</p>  |   |   |                    |                     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況   | 所有する<br>当行の<br>株式数 | 当行との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------|--|---|--------------------|---------------------|
| 3     | あさ やま かつ や<br>朝山克也<br>(昭和36年11月10日生)   | 昭和59年4月 当行入行<br>平成18年7月 総合企画グループ部長<br>平成24年7月 浜田支店長<br>平成27年6月 取締役浜田支店長<br>平成27年7月 取締役出雲支店長<br>平成28年6月 常務取締役(現職)  | 株<br><br>3,349     | なし                  |
|       | <<取締役候補者とした理由>><br>朝山克也氏は、総合企画グループ部長、営業店長を歴任するなど、銀行業務に精通しております。また、平成27年から取締役に務め、その職務、職責を適切に果たしております。以上のことから、当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、同氏を取締役候補者としたものです。          |   |                    |                     |
| 4     | きつ かわ たか ひろ<br>吉川隆博<br>(昭和37年3月11日生)   | 昭和60年4月 当行入行<br>平成21年7月 資産査定室長<br>平成27年7月 総合企画グループ部長<br>平成28年6月 取締役総合企画グループ部長<br>平成28年7月 取締役出雲支店長(現職)   | 2,106              | なし                  |
|       | <<取締役候補者とした理由>><br>吉川隆博氏は、資産査定室、総合企画グループの部室長、営業店長を歴任するなど、銀行業務に精通しております。また、平成28年から取締役に務め、その職務、職責を適切に果たしております。以上のことから、当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、同氏を取締役候補者としたものです。  |   |                    |                     |
| 5     | まつ い かず しろ<br>松井和城<br>(昭和37年2月8日生)   | 昭和59年4月 三洋証券株式会社入社<br>平成4年3月 三洋証券株式会社退職<br>平成4年4月 当行入行<br>平成21年7月 リスク管理室長<br>平成24年7月 総合企画グループ部長<br>平成27年7月 本店営業部長<br>平成28年6月 取締役本店営業部長<br>平成29年7月 取締役業務監査室長(現職) | 1,656              | 当行との間に通常の銀行取引があります。 |
|       | <<取締役候補者とした理由>><br>松井和城氏は、リスク管理室、総合企画グループの部室長、営業店長を歴任するなど、銀行業務に精通しております。また、平成28年から取締役に務め、その職務、職責を適切に果たしております。以上のことから、当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、同氏を取締役候補者としたものです。 |   |                    |                     |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する<br>当行の<br>株式数 | 当行との<br>特別の<br>利害関係 |
|--|--------------------------------------|--|--------------------|---------------------|
| 6  | たけ はらのぶ ひこ<br>竹原信彦<br>(昭和37年11月28日生) | 昭和61年4月 当行入行<br>平成21年7月 業務管理グループ部長<br>平成26年7月 業務監査室長<br>平成28年6月 取締役業務監査室長<br>平成29年7月 取締役業務管理グループ部長<br>(現職)                                   | 株<br><br>1,756     | なし                  |
| <<取締役候補者とした理由>><br>竹原信彦氏は、業務管理グループ、業務監査室の部室長を歴任するなど、銀行業務に精通しております。また、平成28年から取締役に務め、その職務、職責を適切に果たしております。以上のことから、当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、同氏を取締役候補者としたものです。   |                                      |  |                    |                     |
| 7  | ※もり わき あさ お<br>森脇章雄<br>(昭和38年1月9日生)  | 昭和60年4月 当行入行<br>平成21年4月 松江営業センター本部長<br>平成25年7月 業務企画グループ部長<br>平成29年7月 審査管理グループ部長 (現職)   | 1,419              | 当行との間に通常の銀行取引があります。 |
| <<取締役候補者とした理由>><br>森脇章雄氏は、松江営業センター本部長、業務企画グループ、審査管理グループの部長を歴任するなど、銀行業務に精通し、その職務、職責を適切に果たしております。以上のことから、当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、同氏を取締役候補者としたものです。   |                                      |  |                    |                     |
| 8  | うえ の とよ あき<br>上野豊明<br>(昭和26年4月16日生)  | 昭和49年4月 中国財務局<br>平成19年7月 中国財務局呉出張所長<br>平成20年7月 九州財務局理財部検査監理官<br>平成21年6月 中国財務局退職<br>平成21年6月 中国労働金庫常勤監事<br>平成25年6月 同金庫退職<br>平成26年6月 当行取締役 (現職) | 338                | なし                  |
| <<社外取締役候補者とした理由>><br>上野豊明氏は、長年に亘り中国財務局において財務局所長あるいは検査監理官等として金融関係業務に携わった後に、中国労働金庫の常勤監事も勤めるなど、豊富な経験・知見を活かして、当行の経営に対して独立した立場から有益なご助言やご指摘をいただいております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、以上のことから、その職務、職責を適切に果たすことができると判断し、社外取締役候補者としたものです。 |                                      |  |                    |                     |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況   | 所有する<br>当行の<br>株式数 | 当行との<br>特別の<br>利害関係 |
|--|--------------------------------------|---|--------------------|---------------------|
| 9  | た た の みち こ<br>多々納 道子<br>(昭和24年4月6日生) | 平成7年4月 島根大学教育学部 教授<br>平成16年4月 島根大学教育学部附属小学校長<br>平成20年4月 島根大学教育学部附属学校園附属学校<br>部長<br>平成24年4月 島根大学教育学部現職教育支援センタ<br>ー長<br>平成24年6月 放送大学島根学習センター客員教員<br>平成25年4月 島根大学教育・学生支援機構生涯教育<br>推進センター長<br>平成27年4月 島根大学名誉教授 (現職)<br>平成27年5月 松江市教育委員会 委員 (現職)<br>平成27年6月 当行取締役 (現職) | 株<br><br>1,286     | なし                  |
| <p>《社外取締役候補者とした理由》<br/> 多々納道子氏は、長年に亘り島根大学教授として、学内では島根大学教育学部附属小学校長、島根大学教育・学生支援機構生涯教育推進センター長等を歴任し、学外では放送大学島根学習センター客員教員として教育関係の分野に携わるなど、学識経験者としての豊富な経験・知見を活かして、当行の経営に対して独立した立場から有益なご助言やご指摘をいただいております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、以上のことから、その職務、職責を適切に果たすことができると判断し、社外取締役候補者としたものです。</p> |                                      |   |                    |                     |

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。  
2. 上野豊明氏と多々納道子氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 上野豊明氏と多々納道子氏は、引き続き東京証券取引所の規則に定める独立役員とする予定であります。  
4. 上野豊明氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。多々納道子氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、平成29年6月27日開催の第167期定時株主総会において選任いただきました補欠監査役長岡一彦氏の選任の効力が失効いたしますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役小谷周作氏の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位および重要な兼職の状況   | 所有する<br>当行の<br>株式数 | 当行との<br>特別の<br>利害関係                 |
|--|--|--------------------|-------------------------------------|
| なが おか かず ひこ<br>長 岡 一 彦<br>(昭和42年6月2日生) | 平成3年4月 当行入行<br>平成20年7月 リスク管理室次長<br>平成25年7月 リスク管理室上席次長<br>平成26年7月 リスク管理室長<br>平成28年7月 総合企画グループ部長（現職） | 株<br><br>36        | 当行との<br>間に通常<br>の銀行取<br>引があり<br>ます。 |

#### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会の終結の時をもって退任される取締役田頭基典氏、若槻明彦氏および金築宏氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を当行における一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、方法および時期などは、取締役会に一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名                                 | 略歴   |
|------------------------------------|--|
| たがしらもと のり<br>田頭基典<br>(昭和16年5月10日生) | 平成14年6月 常務取締役<br>平成15年7月 代表取締役頭取<br>平成26年6月 代表取締役会長<br>平成28年6月 取締役相談役<br>現在に至る |
| わかつきあき ひこ<br>若槻明彦<br>(昭和34年6月1日生)  | 平成25年6月 取締役市場営業グループ部長<br>平成26年7月 取締役人事財務グループ部長<br>平成27年6月 常務取締役<br>現在に至る       |
| かねつき ひろし<br>金築宏<br>(昭和34年7月1日生)    | 平成27年6月 取締役審査管理グループ部長<br>平成29年7月 取締役本店営業部長<br>現在に至る                            |

また、当行は役員報酬制度の見直しの一環として平成30年5月10日開催の監査役会および平成30年5月11日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案を承認いただいた場合に再任される取締役である、鈴木良夫、飯塚貴久、朝山克也、吉川隆博、松井和城、竹原信彦、上野豊明、多々納道子の8名（うち社外取締役2名）および監査役の小谷周作、周藤滋、石原明男、岡崎勝彦の4名に対して、本総会終結のときまでの在任期間に対応する退職慰労金を当行における一定の基準に従い支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名   | 略 歴                         |
|-------|-----------------------------|
| 鈴木良夫  | 平成29年 6 月 代表取締役頭取（現任）       |
| 飯塚貴久  | 平成27年 6 月 常務取締役（現任）         |
| 朝山克也  | 平成28年 6 月 常務取締役（現任）         |
| 吉川隆博  | 平成28年 7 月 取締役出雲支店長（現任）      |
| 松井和城  | 平成29年 7 月 取締役業務監査室長（現任）     |
| 竹原信彦  | 平成29年 7 月 取締役業務管理グループ部長（現任） |
| 上野豊明  | 平成26年 6 月 当行社外取締役（現任）       |
| 多々納道子 | 平成27年 6 月 当行社外取締役（現任）       |
| 小谷周作  | 平成29年 6 月 当行監査役（現任）         |
| 周藤 滋  | 平成 7 年 6 月 当行社外監査役（現任）      |
| 石原明男  | 平成18年 6 月 当行社外監査役（現任）       |
| 岡崎勝彦  | 平成18年 6 月 当行社外監査役（現任）       |



## 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額につきましては、平成5年6月29日開催の第143期定時株主総会において月額900万円以内（但し、使用人給与相当額は含まれておりません）、監査役につきましては、平成7年6月29日開催の第145期定時株主総会において月額180万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、社外取締役を除く取締役に対し、各事業年度の業績に基づく業績連動賞与の支給を可能とするため、かかる報酬枠を月額から年額に改め、取締役については、使用人給与相当額を除き、現行の月額900万円の12倍の額となる年額10,800万円（うち社外取締役分は年額600万円）以内とし、固定の月額報酬および業績連動賞与のための報酬枠とさせていただきます。併せて監査役についても、現行の月額180万円の12倍の額となる年額2,160万円以内に改めさせていただきますと存じます。

また、現在の取締役は11名（うち社外取締役は2名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。第2号議案「取締役9名選任の件」が可決されますと、対象となる取締役は9名（うち社外取締役は2名）、監査役については4名（うち社外監査役3名）となります。

## 第6号議案 取締役および監査役に対する株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由

本議案は、当行の取締役および監査役（社外取締役および社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、社外取締役を除く取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、ならびに社外取締役にあつては監督を通じ、監査役にあつては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。これにより取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することができることから、当行としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

第5号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」を原案通りご承認いただきますと、業績連動賞与を含めた取締役の使用人給与相当額を除く報酬額は、年額10,800万円（うち社外取締役分は年額600万円）以内、監査役の報酬額は年額2,160万円以内となりますが、本制度はこれとは別枠として、新たな株式報酬を当行の取締役等に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。ただし、これは今般廃止する役員退職慰労金制度の代替として導入するものであり、報酬総額を増額するものではありません。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任頂きたいと存じます。

また、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は9名（うち社外取締役2名）、監査役については3名（うち社外監査役2名）となります。

## 2. 本制度に係る報酬等の額および参考情報

### (1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める取締役株式給付規程および監査役株式給付規程（以下、併せて「役員株式給付規程」といいます。）に従って、役位、業績達成度合いに応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

### (2) 本制度の対象者

取締役等（ただし、社外監査役の一部は対象外とします。）

### (3) 信託期間

平成30年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当行株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当行は、平成31年3月末日で終了

する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する2事業年度ごとの期間を、「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当行は、上記（3）の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、取締役分として6,600万円（うち社外取締役分として400万円）、監査役分として800万円、合計7,400万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は、原則として対象期間ごとに、取締役分として6,600万円（うち社外取締役分として400万円）、監査役分として800万円、合計7,400万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当行株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案でご承認を得た上限の範囲内とします。

なお、当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### （5）当行株式の取得方法および取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

ご参考として、平成30年5月10日の当行株式終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当行が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額7,400万円を原資に取得する株式数は、最大で55,849株となります。

本信託による当行株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### （6）取締役等に給付される当行株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、社外取締役

を除く取締役に対しては、役位、業績達成度を勘案して定まる数のポイントが付与され、社外取締役および監査役に対しては、役位により定まる数のポイントが付与されます。

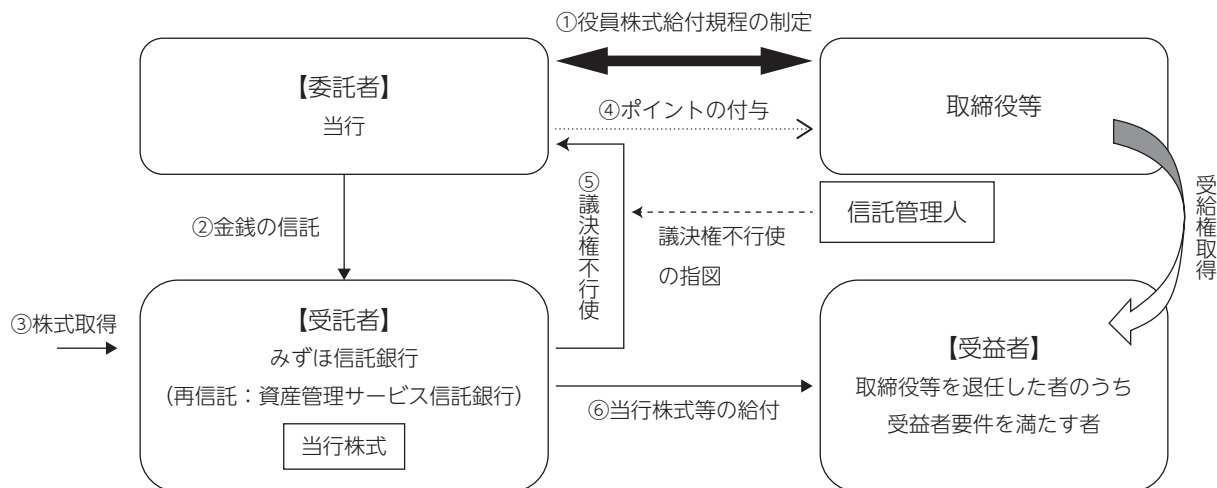
なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当行株式等の給付に際し、１ポイント当たり当行普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（７）の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### （７）当行株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当行は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当行は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

以上



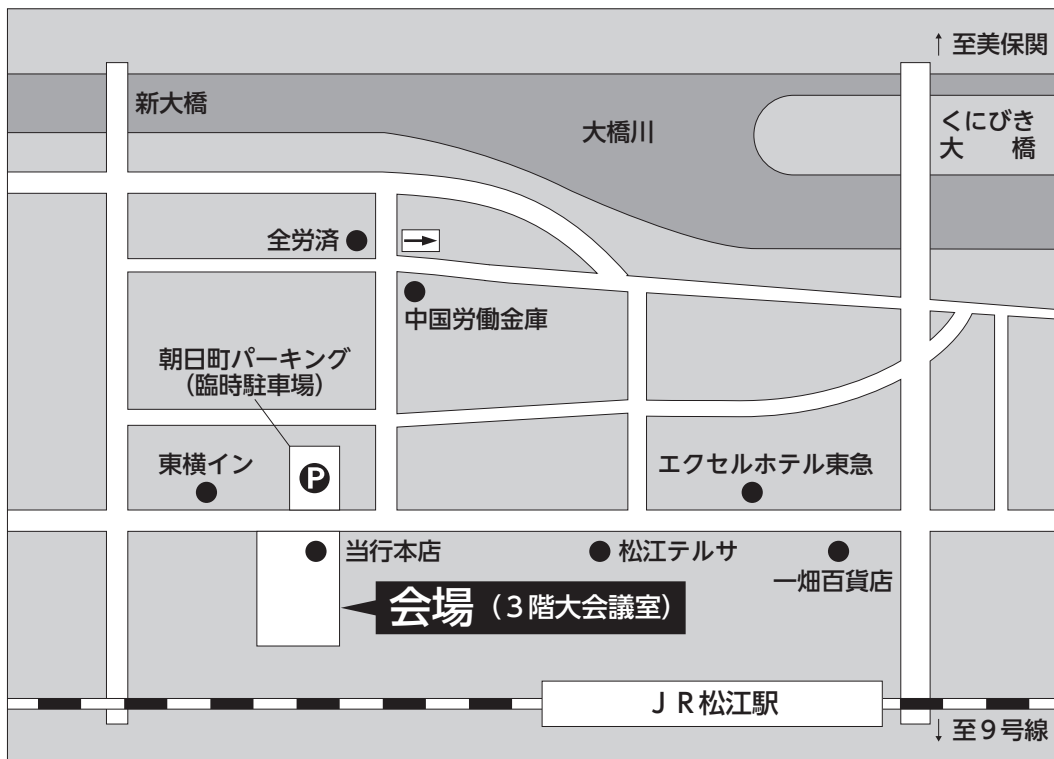
## 会場ご案内略図

# 当行 本店

(3階大会議室)

〒690-0003 島根県松江市朝日町484番地19

■JR松江駅より徒歩3分■



※臨時駐車場として朝日町パーキングを準備しておりますが、収容台数に限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。